



## 軽自動車税の減免について

平成28年度軽自動車税の減免申請について、下記のとおり受付を行います。身体あるいは精神に障がいのある方が健全な社会生活を営むことができるよう、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税が減免されます。減免を申請される方は、必要書類を添えて提出期限までに届出をしてください。なお、平成26～27年度に減免の申請をされた方は、別途通知を送付しましたので、その内容に従ってください。

### 1. 必要書類

提出期限

平成28年5月31日

【障がい者本人が運転する場合】

- ①軽自動車税減免申請書（税務課もしくはホームページにあります）（※納税義務者の個人番号の記入が必要となります）  
②運転免許証 ③自動車検査証（車検があるもの） ④納税通知書（5月上旬発送） ⑤申請者（納税義務者）の印鑑  
⑥障がいを証明するもの（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）〔別表参照〕

【生計同一者が運転する場合】

- ①～⑥、⑦通院・通学・生業等の証明書（病院・学校・事業所等が証明するもの）  
※生計同一者…障がい者の方と日常生活を共にしている親族（配偶者、血族6親等以内、姻族3親等以内）

【常時介護する者が運転する場合】

- ①～⑥、⑧福祉事務所の交付する「軽自動車税等に係る常時介護証明書」  
※常時介護する者…障がい者等のみで構成される世帯において、通院・通学等のために障がい者所有の軽自動車を継続して日常的に運転する者

### 2. 減免の対象となる軽自動車の要件

- (1) 自動車検査証に自家用と記載されているもの（営業用は不可）  
(2) 所有者の名義が障がい者本人であること（以下の①②を除きます）  
①所有者の名義が生計同一者でよい場合 ※障がい者が18歳未満（4月1日）の場合  
※障がい者が療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で自ら運転をしない場合  
②使用者の名義を所有者とみなす場合 ※割賦販売等で自動車販売会社等が所有権を留保している場合  
(3) 障がい者本人が運転者であること（以下の①②を除きます）  
①生計同一者が運転者でよい場合 ※障がい者の半年（申請の日以降6ヶ月）以上を見込む通院・通学（通所）・生業等のために週1回以上使用していること  
②常時介護者が運転者でよい場合 ※障がい者の1年以上を見込む通院・通学（通所）・生業等のために週3回以上使用していること  
(4) 自動車税（県税）を含め、障がい者1人につき1台のみ

※自動車税・自動車取得税についても同様な減免措置があります。詳しくは高鍋県税事務所（0983-23-0213）におたずねください。

ただし、自動車税の減免と軽自動車税の減免を重複して受けることはできません。

### 3. その他の減免制度（※詳しくはお問い合わせください）

- 公益のため直接専用するものと認める軽自動車等 ○その構造がもつぱら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等

上記に関して、不明な点がございましたら、お問合せ先へご連絡ください。

【次ページへ続く↓】

[別表]減免の対象となる障がい者

◎身体障害者手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の級別	
	本人運転	生計同一者運転又は 常時介護者運転
視覚障害	1級～3級及び4級の1	
聴覚障害	2級及び3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級(咽頭摘出による 音声機能障害がある場 合に限る)	
上肢不自由(上肢機能障害)	1級、2級の1及び2級の2(両上肢に障 がいがあり、身体障害者手帳の旅 客鉄道株式会社運賃減額欄に第 1種と記載のある者に限る)	
下肢不自由(下肢機能障害)	1級～6級	1級、2級及び 3級の1
体幹不自由(体幹機能障害)	1級～3級及び 5級	1級～3級
乳幼児期以前の 非進行性脳 病変による運 動機能障害	上肢機能	1級及び2級 (両上肢に障がいがある者に限る)
	移動機能	1級～6級 1級～3級 (3級のうち下肢のみ の運動機能障害を除く)
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう 又は直腸・小腸の機能障害	1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 機能障害・肝臓機能障害	1級～3級	
併合障害	1級～4級	1級～3級

◎精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の級別	
	本人の運転	生計同一者運転又は 常時介護者運転
精神障害	障害等級 1級	

◎戦傷病者手帳の交付を受けている人

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度	
	本人運転	生計同一者運転又は 常時介護者運転
視覚障害	特別項症～第4項症	
聴覚障害	特別項症～第4項症	
平衡機能障害	特別項症～第4項症	
音声機能障害	特別項症～第2項症 (咽頭摘出による音声機 能障害がある場合に限 る)	
上肢不自由 (上肢機能障害)	特別項症～第3項症	
下肢不自由 (下肢機能障害)	特別項症～第6項症及 び第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
体幹不自由 (体幹機能障害)	特別項症～第6項症及 び第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう又は直腸・小腸の 機能障害	特別項症～第3項症	

◎療育手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の程度	
	本人運転	生計同一者運転又は 常時介護者運転
知的障害	総合判定A	総合判定 A (ただし、特別支援学校 への通学に使用する者に ついては、B1及びB2 を含む)

(文書取扱・問合せ先：税務課 市民税係 32-1009)

## 西都市国民健康保険「簡易人間ドック」助成事業のお知らせ

国民健康保険では、毎年度、30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳になる方を対象に「簡易人間ドック」助成事業を実施しています。病気にかからず健やかに生活するためにぜひ受診してください。

### 1. 対象者

西都市国民健康保険に加入されている方のうち、本年度中に満30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳に到達する方が対象となります。

#### ◆この期間内に生まれた方が対象者です◆

- 30歳（昭和61年4月2日から昭和62年4月1日まで）
- 35歳（昭和56年4月2日から昭和57年4月1日まで）
- 40歳（昭和51年4月2日から昭和52年4月1日まで）
- 45歳（昭和46年4月2日から昭和47年4月1日まで）
- 50歳（昭和41年4月2日から昭和42年4月1日まで）
- 55歳（昭和36年4月2日から昭和37年4月1日まで）
- 60歳（昭和31年4月2日から昭和32年4月1日まで）
- 65歳（昭和26年4月2日から昭和27年4月1日まで）

### 2. 検査内容

基本検査項目	身体検査、血圧、検尿便、血液学的検査、生化学的検査、胸部X線、エコー（腹部）、心電図、上部消化管検査（胃X線透視または胃内視鏡検査）
下部消化管検査	全大腸内視鏡検査
頭部検査	頭部MRI・MRA検査

### 3. 自己負担金

受診される項目により自己負担額が異なります。自己負担していただく金額は、通知ハガキにてご確認ください。

### 4. 受診医療機関

市が指定した市内医療機関で受診していただきます。詳しくは申込時にご説明いたします。

### 5. 申込定員

合計300名程度（定員になり次第締め切ります）

※ただし、次の方は簡易人間ドックの申込みや受診ができない場合がありますのでご注意ください。

- ① 受診日までに西都市国民健康保険の資格を喪失された方は、助成の対象外となります。
- ② 平成28年4月以降に特定健診を受診された方は受けられません。
- ③ 保険税に未納のある世帯の方は、納税状況により受けられない場合があります。
- ④ 現在、かかりつけ医療機関があり通院等をされている方は、主治医とご相談のうえ、お申込みください。

※ 申込受付は6月頃を予定しています（現時点では申込みは受け付けていません）

※対象となる方には、申込受付の開始前に通知ハガキを郵送いたします。

※40歳以上の方は、同年度内で助成を受けられるのは特定健診または人間ドックのどちらか一方のみとなります。今年度人間ドック受診希望の方は、受診券を利用した特定健診は受診されないようご注意ください。（受診券は人間ドック申込時に必要ですので、保管しておいてください）

（文書取扱：健康管理課 国保係 43-0378）

## 平成28年度 高齢者肺炎球菌ワクチン接種対象者のご案内

平成28年度高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者は、下記のとおりです。接種を希望される場合は、指定医療機関にご予約をお願いします。

※既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は対象外です。

### 【肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）】

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題となっています。23価肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌の90種類以上ある型の中で、病気を引き起こしやすい23種類の型の成分を含んでおり、肺炎の罹患や重症化に対する予防効果が期待されます。

### 【対象者】

下記の①または②に該当する方で、過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのない方。

- ①平成28年度（4月1日から平成29年3月31日まで）に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方。

年齢	生年月日
65歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日
70歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日
75歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日
80歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日
85歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日
90歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日
95歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日
100歳	大正5年4月2日～大正6年4月1日

- ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方。

【自己負担額】 2,400円

※生活保護受給者の方は無料。証明書を持参してください。

【持参するもの】 健康保険証

【実施期間】 4月1日から平成29年3月31日まで

### 【接種医療機関】

接種する際は、事前に医療機関に予約をお願いします。

上野医院 44-5100	上山医院 43-1129	宇和田胃腸内科 42-0111
大塚病院 43-0016	黒木胃腸科医院 43-1304	児玉内科クリニック 43-1777
西都病院 43-0143	佐藤クリニック 43-5309	三財病院 44-5221
すぎお医院 41-1177	鶴田クリニック 42-3741	富田医院 43-0178
東米良診療所 46-2335	水田内科医院 43-1115	上山整形外科クリニック 41-0808
西都児湯医療センター 42-1113		

※市外にかかりつけ医がある場合は、市外で受けることができます。直接、医療機関にお問合せください。

（文書取扱：健康管理課 健康推進係 43-1146）

## 平成28年度「西都市住宅等新築リフォーム支援事業」のご案内

平成27年度に実施した「西都市住宅等新築リフォーム支援事業」については、平成28年度も引き続き実施します。

この事業は、市内在住の方または転入予定の方が「市内の施工者」に工事を発注して木造住宅の新築工事や現在お住まいの住宅若しくは営業している店舗のリフォーム工事を行う場合にその経費の一部を西都商工会議所ギフト券等で助成する制度です。この事業に関する申請書様式及びチラシが商工観光課にありますのでお気軽にお尋ねください。ただし、「着工後の申請」や「建築後1年未満のリフォーム工事」は助成対象となりません。

### ●助成額

- ①新築工事…50万円（転入者…50万円加算）加算分はギフト券で交付
- ②リフォーム工事…15万円を限度 対象工事費の20%（千円未満端数切り捨て）全額ギフト券で交付

### ●対象となる要件

- ①工事経費 新築…1,000万円以上 リフォーム…20万円以上
- ②住宅の場合は、持ち家で自己の居住の用に供し市内に所在する住宅またはその予定（賃貸住宅は対象外）  
※転入者は転入前3年間本市に住所がない方
- ③店舗の場合は、持ち店舗で自己の事業の用に供し市内に所在する店舗またはその予定（賃貸店舗は対象外）
- ④施工者が市内に本社または本店を有する法人または市内に住民登録のある個人
- ⑤市税等を完納していること
- ⑥住宅等が申請者本人名義または法人名義
- ⑦リフォーム…平成29年3月31日までに工事を完了し実績報告書を提出できること
- ⑧市が助成金の交付を決定する日以前に着工していないこと
- ⑨市のこの事業と同様の助成制度による助成の対象箇所と重複していないこと

### ●対象となる工事

- ①屋根の葺替え、塗装又は外壁の補修等の外装工事
- ②壁紙の張替え、間取りの変更、床又は天井等の内装工事
- ③防音又は断熱化工事
- ④建具、畳、ふすま、窓ガラス又はサッシ工事
- ⑤住宅バルコニー等の設置又は補修工事
- ⑥バリアフリー化工事
- ⑦台所、浴室又はトイレ等の改修工事
- ⑧倉庫又は車庫等の改修工事
- ⑨門扉又はブロック塀等の改修工事
- ⑩増床工事

●交付申請受付および問合せ先 …商工観光課商工振興係（43-3222）にて、予算枠まで随時受付しています。（文書取扱：商工観光課）

## 高齢者運転免許証返納メリット制度のご案内

この制度は、年齢や病気による身体機能の低下により、運転に不安のある高齢者が交通事故の当事者にならないように、交通事故防止を目的としたものです。

○対象者：西都市内に居住し、運転免許証を自主的に返納する65歳以上の方

○メリットの内容（①、②のいずれか）

①運転経歴証明書交付手数料1,000円の助成

（運転免許証に代わる身分証明書として生涯使えます）

②運転記録証明書(SDカード)交付手数料630円の助成

（SDカードは、商品価格や宿泊料など割引き等の特典があります）

○免許証返納カード提示によって受けられる西都市内協賛事業所特典

・西都温泉の入浴料1回につき100円の割引き（永年）

・高屋温泉の入浴料1回につき50円の割引き（永年）

○手続きについて（運転経歴証明書交付を受ける場合）

・西都警察署での申請となります。写真撮影等により西都地区交通安全協会と警察署を行き来していただく必要があります。

・即日交付されませんので、後日あらためて警察署に受取りに行く必要があります。

・証明期間は永年（生涯有効）で、住所変更、再交付が可能です。

○問合せ先

西都警察署 43-0110

西都地区交通安全協会 43-0294

（文書取扱：生活環境課）

## 運転免許証更新(切り替え)のご案内

西都地区交通安全協会でも、優良講習、一般講習、高齢者講習受講者の運転免許更新(切り替え)が出来ますので、ご利用ください。

○優良講習・一般講習・・・毎週火・金曜日(祝祭日を除く)

受付(8時30分～9時)のあと、法定の講習があります。

優良講習は9時30分、一般講習は10時頃には全て終了します。

○高齢者講習受講者(講習は各自動車学校等での受講となります)

毎週月曜～金曜日(祝祭日を除く)

午前の部/10時～11時30分、午後の部/13時～16時30分

更新手続きには、高齢者講習終了証明書が必要です。

※免許証写真は当協会でも撮影できます(4枚セット 500円)。

※新しい免許証は後日交付です。

※ハガキに違反講習、初回講習と記載された方は運転免許センターでの更新になります。

○問合せ先・・・西都地区交通安全協会 43-0294

**交通安全協会へのご加入をお願いします**

○交通安全協会とは?・・・悲惨な交通事故を防止するため、社会奉仕の精神に基づいて生まれた一般財団法人です。

○交通安全協会の主な活動(事業)

①広報啓発活動 ②交通安全教育活動 ③街頭交通指導

④免許証更新事務 ⑤交通事故相談業務 ⑥チャイルドシート貸出

⑦軽微違反者講習

○活動に必要な財源 協力費2千円

交通安全協会への加入については任意加入であります。この協力費が西都地区交通安全協会が活動をする上で、主な財源となっております。

免許更新時にぜひご加入をよろしくお願いいたします。

○会員特典について

交通安全協会の会員を対象として、協賛店において、取扱商品の割引や施設利用料金の割引等の各種サービスをご利用いただけます。

詳しくは宮崎県交通安全協会のホームページをご覧ください。

（文書取扱：生活環境課）

## 産後1か月及び生後1か月児健診 費用の助成について

西都市では、産後1か月健診及び生後1か月児健診費用の一部助成を行います。

- 対象 産後1か月健診（産婦さんの健診）および生後1か月児健診を受けた方  
※平成28年4月1日以降の健診が対象になります。
- 助成金額 8,500円または実際にかかった健診費用のいずれか少ない額
- 申請方法 健診費用を医療機関に全額支払った後に、健康管理課に申請してください。  
※医療機関発行の領収書、印鑑、母子健康手帳、振込を希望する通帳（産婦さん名義）をご持参ください。
- 申請期限 健診を受けた日から起算して180日を経過した日又は健診を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで。

申請手続き等でご不明な点がございましたら、健康管理課健康推進係（43-1146）までお問合せください。

（文書取扱：健康管理課）

## 高齢者向け給付金の受付について

高齢者向け給付金申請の受付について次のとおりお知らせします。今回は支給対象と見込まれる方に向けて、申請書等を4月末に送付する予定ですので、必要に応じて各書類を添付して申請してください。

### ◎支給対象者の要件◎

- 平成27年1月1日時点で、西都市に住居基本台帳登録されている方
  - 平成27年度の市民税（均等割）が課税されなかった方
  - 昭和27年4月1日以前に生まれた方
- 上記3つをすべて満たす方が支給対象となります。  
ただし、市民税（均等割）が課税されている方に扶養されている方、生活保護等受給者は除きます。

- ◆受付場所：西都市コミュニティセンター2階（給付金対策室）  
※申請書に返信用封筒を同封していますので郵送でも申請できます。
- ◆受付期間：5月2日（月）～8月2日（火）  
※土・日・祝日は除く  
※郵送での受付は8月2日までの消印有効です。
- ◆受付時間：8時30分～17時15分

お問合せ先：西都市臨時福祉給付金対策室  
32-1020

（文書取扱：福祉事務所）



## 木造住宅の耐震化について考えてみませんか

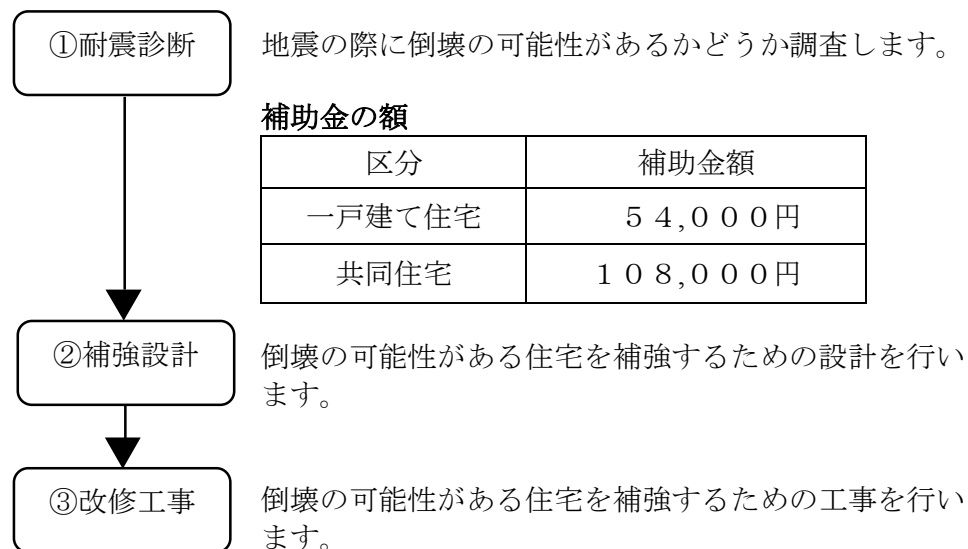
◇木造住宅の耐震化について補助を行っています。

まずは、耐震診断を行い、住宅の現状を調査してみませんか？

昭和56年5月31日以前に着工し、完成しているものが対象となります。

※その他の要件がありますので、お問合せください。

### 【木造住宅耐震化促進事業の流れ】



(文書取扱・問合せ先：建築住宅課 建築係 32-1014)

## 男女共同参画社会を目指して 講師の派遣を行います

西都市では、家庭・職場・地域などのさまざまな場において、だれもが対等な立場で個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指し、講演会等を希望される団体に講師の派遣を行っています。

これからの地域づくりや、暮らしを取り巻くさまざまな問題について、男女共同参画の視点で学んでみませんか。

講演内容や講師についてご希望がある場合はご相談ください。

### 講演内容（例）

男女共同参画の基礎理解、子育てと男女共同参画、DV（デートDV）、からだところろ、地域づくりと男女共同参画、防災と男女共同参画、仕事と生活の調和、人間関係づくり など

○派遣条件： 各種団体・子ども会・地区公民館・学校関係などの団体で参加希望者が20名以上

○申込期間： 平成29年2月28日（火）まで

○申込先： 市民協働推進課 43-1204

※講師との日程調整が必要になりますので、お申込みは開催希望日の1ヶ月半～2ヶ月前までにご連絡ください。

(文書取扱：市民協働推進課)

## 二種混合ワクチン (ジフテリア・破傷風)を受けましょう

幼児の時に受けた三種混合ワクチン(ジフテリア・百日せき・破傷風)の追加免疫として、二種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風)を接種しましょう。

内容	標準的な接種期間	回数
三種混合ワクチン (DPT)	1期 初回 生後3か月から生後12か月	3回
	追加 1期初回接種(3回)終了後 12か月から18か月までの間 隔をおく	1回
二種混合ワクチン (DT)	2期 11歳以上13歳未満 (望ましい接種年齢は11歳)	1回

### 【接種上の注意】

- 接種を希望される医療機関に、電話で予約をしてください。  
西都市内の実施医療機関  
(いわみ小児科医院、とめもり小児科、三財病院、大塚病院)  
市外にかかりつけ医がある場合は、市外でも受けることができます。
- 医療機関にて予診票の記入が必要になりますので、必ず保護者の方も同伴してください。保護者以外の方が同伴する場合には、委任状が必要になりますので、健康管理課までご連絡ください。
- 母子健康手帳を持参しましょう。
- 13歳の誕生日の前日までに接種しましょう。13歳の誕生日より有料(約5,000円)になりますのでご注意ください。

(問合せ先：健康管理課 健康推進係 43-1146)

## 平成28年5月1日から有効の 国民健康保険被保険者証をお送りします

平成28年度の西都市国民健康保険被保険者証について、国保加入者全員分が世帯主宛に4月下旬に届きます。形や大きさはこれまでと同じですが、色が薄赤色から水色に変わります。

有効期限は原則、平成29年4月30日です(納税状況や退職者医療制度加入等によって有効期限が異なる場合があります)。

被保険者証は病院や歯科医院等で治療を受ける際、必ず提出しなければならないものです。また、身分証明にもなり、サイズも小さいため紛失しないよう特にご注意ください。もし紛失や破損した場合には、健康管理課までご連絡ください。

これまでお持ちの有効期限を過ぎた被保険者証は使用できませんので、市役所健康管理課までお返しいただくか、そのまま捨てずに裁断してから処分されるようお願いいたします。

また、西都市外に転出されている学生の方で、修学中の被保険者の特例(マル学)を申請されている方は資格確認の時期でもあります。更新をするために早めの在学証明書の提出をお願いします(対象者には通知をしています)。

(文書取扱：健康管理課 国保係 43-0378)

## ゴールデンウィークのごみ収集等について

### 【ごみ収集】

ごみの収集時間は収集経路の状況等により変わることがあります。ごみは必ず収集日当日の朝8時まで決められた集積所へ出してください。

月 日	ごみ 収 集	粗大ごみ置場
4月29日(金・祝)	休み	休み
4月30日(土)	休み	搬入できます
5月 1日(日)	休み	搬入できます
5月 2日(月)	通常どおり	搬入できます
5月 3日(火・祝)	特別収集 妻西・三納・三財・都於郡・ 東米良地区の「燃やせるごみ」 を収集	休み
5月 4日(水・祝)	休み	休み
5月 5日(木・祝)	休み	休み
5月 6日(金)	通常どおり	搬入できます

【粗大ごみ置場】 搬入時間：8：30～12：00、13：00～16：30  
※祝祭日のみ休みです。

(文書取扱：生活環境課 43-3485)

## 農業振興地域整備計画の見直しの受付

農業振興地域整備計画における農用地区域(青地)の個別見直しの平成28年度第1回受付は、5月31日(火)までとなっております。

<農用地区域の個別見直しとは？>

1. 青地からの除外・・・住宅の建設用地など
2. 青地への編入
3. 用途区分の変更(一定規模以上のもの)

※田や畑から畜舎等の農業用施設用地への変更など

除外、編入及び用途区分の変更を行うには要件が決められており、その要件をすべて満たさなければ計画の見直しを行うことはできません。

また、見直しが可能な場合でも、ある一定の期間が必要です。

具体的な計画のある方は、まずは早めに下記までご相談ください。

(文書取扱・問合せ先：農政課農政企画係 43-0382)

## 井戸水使用世帯の下水道使用料に係わる人数変更について

公共下水道・農業集落排水を使用中の方で、上水道と井戸水との併用、または井戸水のみを用水源としている世帯については、下水道使用料の認定は世帯人数により算定しております。

就学等による長期不在や出生・死亡等による世帯人数の変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。ご不明の点は、下記までご連絡ください。

(文書取扱・問合せ先：上下水道課 下水道工務係 43-1326)

## 杉安川仲島公園流水プール等 開場期間変更のお知らせ

市民の皆様には、いつも杉安川仲島公園プールをご愛顧いただきありがとうございます。

これまでプールの開場期間について、競泳プールは6月1日～9月30日まで、流水プール、児童プール及び幼児プールは7月1日～8月31日までとしていましたが、施設の老朽化や利用者の状況、既存設備の有効利用、県内プールの開場期間状況等を踏まえ、平成28年度より、全プール施設の開場期間を下記のとおり、短縮変更することになりました。

今後とも、安心、安全を最重要視した運営を継続してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

※利用時間、利用料については変更ありません。

### ●開場期間（平成28年）

7月21日（木）～8月24日（水）※休場日は設けません。

### ●利用料金（単位：円）

	午前 (開場時間) 9:30～12:30	午後 (開場時間) 13:30～17:00	全日 (開場時間) 9:30～12:30 13:30～17:00	薄暮 (開場時間) 17:30～20:00
幼 児	100	100	160	
児童生徒	210	210	320	
一 般	320	320	480	320 ※競泳プール のみ

(文書取扱・問合せ先：スポーツ振興課 43-3478)

## 平成28年度西都市民会館自主文化事業 「ロビーでJAZZ」開催のお知らせ

平成28年4月1日より西都市民会館の指定管理者となりました「(株)エフエンタープライズ」主催の自主文化事業第1弾として「ロビーでJAZZ」が開催されることになりました。

出演は、西都市民会館館長 甲斐裕三郎さん率いる「Y. B. O」。熟練の音楽（わざ）をご堪能ください。

○ 日 時：5月8日（日）

①公開リハーサル 開場：午後1時30分  
開演：午後2時

※本番のチケットが必要です

②公演（本番） 開場：午後3時  
開演：午後4時

○ チケット：1,000円

チケットが売り切れの場合はご了承ください。

○ 会 場：西都市民会館

○ 主催・お問合せ：西都市民会館（43-5048）

(文書取扱：社会教育課)

## 第14回西都市陸上記録会を開催します

第14回西都市陸上記録会を下記の日程で行います。皆様の参加をお待ちしています。

- 期日 : 5月21日(土) 雨天決行 11時30分受付開始
- 種目 : 下記のとおり
- 場所 : 西都原運動公園陸上競技場

100m	小学校男子4・5・6年生	600m	小学校男子3年生以下
	小学校女子4・5・6年生		小学校女子3年生以下
	中学校以上男子	800m	小学校女子4・5・6年生
	中学校以上女子	1000m	小学校男子4・5・6年生
80m	小学校男子3年生以下	1500m	中学校女子
	小学校女子3年生以下	3000m	中学校男子・一般女子・マスターズ
400m	中学校以上男子	5000m	高校男子・一般男子
	中学校以上女子		

- 参加料 1種目 小学生・中学生・高校生 200円  
大学生・一般・マスターズ 500円

※競技への参加は1人2種目までとなっております。

○本年度の参加者申込みの締め切りは**5月6日(金)**となっております。申込書はスポーツ振興課にあります。詳しくは下記までお問合せください。

○お問合せ：スポーツ振興課 TEL/43-3478 FAX/43-4865

(文書取扱：スポーツ振興課)

## 「陰陽ヨガ」講座開催のお知らせ

陰(静)と陽(動)を取り入れたヨガ。県内でも珍しい陰ヨガは比較的動きの少ないヨガです。1ポーズ3～5分保つ動きで、主に関節・骨・筋にアプローチをかけていきます。

アロマの香りと共に心身をリラックスさせましょう。

開講日：6月3日(金) [毎月第1・3金曜日]

19時30分～21時(全12回)

場 所：西都市働く婦人の家(コミュニティプラザパオ2階)

条 件：市内に在住、在勤の社会人の方ならどなたでも参加できます。

費 用：友の会費200円(初回のみ)

準備物：ヨガマットを各自お持ちください。

定 員：15名(応募者多数の場合は事務局による抽選となります)

申込み：○窓口で直接か、往復はがき・FAXでお申込みください。

○往復はがき・FAXの場合、必要事項をご記入の上、

「〒881-0012 西都市小野崎1-66西都市働く婦人の家」までご応募ください。

※必要事項…①氏名(フリガナ)、②住所、③電話番号・FAX番号、④年齢、⑤区分(女性労働者、主婦、その他、男性のいずれか)⑥講座をどこで知ったかをご記入ください。

※返信はがきの裏面には、何も記入しないでください。

受付時間：月～金曜 9時30分～20時まで

土 曜 9時30分～16時まで(日曜祝日は休館)

受付期間：4月15日(金)～5月16日(月) ※最終日消印有効

問 合 先：西都市働く婦人の家 TEL. 32-6300 FAX. 32-6333

(文書取扱：商工観光課)

## 空き店舗を活用してみませんか 「西都市商店街空き店舗活用推進事業補助金(募集)」

西都市では、空き店舗を有効活用して商店街の機能充実や活性化にチャレンジする事業者や市民団体を支援していくための補助金制度を設けています。商店街活性化の独自のアイデア等ありましたら、是非、ご応募ください。

1. 対象店舗 商店会等を組織している商店街にある空き店舗が対象となります。詳しくは商工観光課までおたずねください。

### 2. 補助事業者

対象店舗に出店する事業者で、次の各号に該当することが必要です。

- 市税等の滞納がないこと
- 対象店舗の所有者、所有者の配偶者及び二親等内の血族又は姻族並びに所有者と生計を一にする者でないこと
- 業種は、原則として物販、飲食又はサービスを主としたものであること
  - 原則として週5日以上、昼間（午前10時から午後5時までをいう。）の営業ができ、かつ、出店後2年以上継続して営業ができること
  - 直接、営業に携わること
- 既に市内の店舗において事業を営んでいる場合においては、当該店舗の移転ではないこと

次に掲げる事業及び事業者等は補助金交付の対象となりません。

- 法令に違反するもの
- 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主な目的とするもの
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主な目的とするもの
- 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- 法律に規定する暴力団、又は暴力団やその構成員の統制下にある団体
- 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

### 3. 補助の内容

当該対象店舗の開業に必要な改装・設備資金及び月額家賃（敷金、仲介手数料等賃貸借契約に関する諸費用を除く）

1 年 目	開業資金	開業に必要な改装・設備経費の2分の1以内の額（千円未満は切り捨てる）	上限50万円・初回限り
	家賃	月額家賃の10分の8に相当する金額（千円未満は切り捨てる）	上限8万円
2 年 目	家賃	月額家賃の10分の5に相当する金額（千円未満は切り捨てる）	上限5万円

4. 補助申請の募集期間 4月28日（木）まで ※申請用紙は商工観光課商工振興係にあります。

募集後に審査会を行い補助事業者を決定します。審査会開催日は未定ですが、5月下旬開催を検討中です。

### 5. その他

申請者には、補助申請後、事業内容のプレゼンテーションを行っていただきます（後日、日程につきましてご連絡します）。

（文書取扱：商工観光課商工振興係 43-3222）

## 【総合型地域スポーツクラブ】西都スポーツクラブからのお知らせ

「総合型地域スポーツクラブ」とは、みなさんが、毎日生活している地域の中でいつでも、どこでも、いつまでもスポーツが楽しめる、地域のみなさんの手づくりによる、新しいタイプのスポーツクラブです。

西都市で活動する『西都スポーツクラブ』では以下の体力づくり、健康づくりのためのスポーツ教室を行っています。誰でも気軽に参加することができますので、一緒に始めてみませんか。

### 1. 太極拳

日 時 金曜日(月3回) 10時～12時  
場 所 中央公民館  
対象者 一般

### 2. ミニテニス

日 時 月曜日(月3回) 19:30～20:30  
場 所 市民体育館  
対象者 小学生以上

### 3. バレーボール

日 時 毎週水曜日 19時～22時  
場 所 市民体育館  
対象者 小学生以上

### 4. 健康体操

日 時 月曜日(月2回) 20時～22時  
場 所 市民体育館  
対象者 一般

### 5. ロコモ体操

日 時 毎週月曜日 19時～20時  
場 所 市民体育館  
対象者 一般

【年会費】2,000円

【月会費】1,000円

※月会費を納めれば、どのスポーツ教室にも参加可能です。  
年会費にはスポーツ安全保険料も含まれております。

【問合せ先】 西都市スポーツ振興課 43-3478 担当：重平

(文書取扱：スポーツ振興課)

## 西都市出身の福岡在住者の 情報を募集しています

西都市では、福岡で活躍されている本市出身者に、都市圏から見た「ふるさと西都」の将来像について、多角的な意見・情報等を提供していただくため、福岡市において「明日の西都を語る福岡会議」を毎年開催しています。

この会議は、本市出身の福岡在住者で組織する「福岡西都会」の総会・懇親会と併せて開催されるものです。

今年は、5月28日（土）に開催する予定ですが、より多くの方の参加をいただくため、本市出身の福岡在住者の情報を募集しています。市民の皆さまのご家族、ご親戚、お知り合い等で福岡在住の方がいらっしゃいましたら、下記まで情報をお寄せいただきますようお願いいたします。

なお、お寄せいただいた情報は、「福岡西都会」総会及び「明日の西都を語る福岡会議」のご案内のみに使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

### 【情報提供先・問合せ先】

福岡在住者の住所、氏名を郵便、電話、FAX、電子メールにてお寄せください。

〒881-8501 西都市役所総合政策課 企画政策係

TEL：32-1011 FAX：43-2067

Eメール：kikaku@saito-city.jp

※「福岡西都会」総会等について西都市よりご連絡を差し上げることとなりますので、できる限りご本人のご了解を得ていただきますようお願いいたします。

(文書取扱：総合政策課)

## 保健師（看護師）嘱託員を募集します

募集人員	保健師（看護師）嘱託員 1名
業務内容	健康推進事業に関する教育相談指導事業 健康推進事業に関する事務（パソコン等）補助
任用期間	5月28日 ～ 平成29年3月31日 (更新の可能性あり)
募集期間	4月15日（金）～5月13日（金） (土日祝日を除く8時30分から17時15分まで)
賃金	月額 保健師 160,000円 看護師 150,000円
勤務時間	週29時間以内（原則9時から16時までの6時間勤務）
福利厚生	社会保険（健康保険、厚生年金保険）・労災・雇用保険・有給休暇制度あり
応募資格	① 保健師または看護師の国家資格を有する方 ② 健康で市税等の滞納がなく、普通自動車免許をお持ちの方 ③ パソコンでの事務処理が可能な方
応募方法	市販の履歴書に写真を添付し、必要事項記載の上、保健師（看護師）の免許証の写しを添えて市役所健康管理課まで申し込んでください。

(文書取扱：健康管理課)



## 新規就農者・新品目拡大推進嘱託員を募集します

西都市では、平成28年度採用予定の次の嘱託員を募集します。

1. 業務内容 ○新規就農者に対する相談業務に関すること。  
○農産物直売所等の販売品目の拡大推進に関すること。  
○農業者等への農業生産及び出荷等に関する訪問指導等。  
○農産物の栽培講習会の実施に関すること。  
○農業生産に関する情報収集及び提供に関すること。
2. 募集人員 1名
3. 任用期間 6月1日～平成29年3月31日の1年以内。更新あり（ただし、3年以内とします）。
4. 募集期間 4月15日（金）～28日（木）
5. 受付時間 期間中（土日祝日除く）の8時30分から17時15分まで
6. 報酬 月額200,000円
7. 勤務時間 午前8時30分から午後5時までの間で1日6時間以内とし、1週間につき29時間とします。
8. 勤務日 月曜日～金曜日
9. 勤務場所 西都市役所 農政課
10. 福利厚生 社会保険（健康保険、厚生年金保険）、労災・雇用保険、有給休暇制度あり
11. 応募資格 ○普及指導員資格を有する方又は改良普及員資格（旧資格）を有する方で実務経験が2年以上の方  
○西都市の地理、農業情勢に精通している方  
○健康で、パソコンによる事務及び車の運転のできる方  
○西都市に在住する方で、市税等の滞納がない方
12. 応募方法 市販の履歴書に写真を貼付し、必要事項記載（新規就農者・新品目拡大推進嘱託員希望と明記すること）のうえ、普及指導員資格等の写し、運転免許証の写しを添えて、西都市農政課食創生推進係に申し込んでください。
13. 採用方法 面接により選考します。

（文書取扱・問合せ先：農政課食創生推進係 43-0382）

## 市税等徴収嘱託員を募集します

項 目 等	市税等徴収嘱託員
業 務 内 容	市税等の訪問催告業務等
募 集 人 員	1名
任 用 期 間	6月1日～平成29年3月31日 ※更新する場合があります
募 集 期 間	4月18日(月)～5月13日(金)
賃 金	月額 130,000円
勤 務 時 間 等	原則として、午前9時から午後8時までの間で、1日6時間以内とし週29時間とします。 (変則勤務となります)
福 利 厚 生	社会保険(健康保険、厚生年金保険)・労災・雇用保険・有給休暇制度あり
応 募 資 格	西都市在住の健康な方で、パソコンによる事務及び車の運転のできる方。市税等の滞納のない方。
応 募 方 法	※市販の履歴書に写真を添付し、必要事項を記載の上、市役所税務課納税第一係に申し込んでください(郵送不可、直接持参してください) ※不採用の場合、提出された履歴書は返却しません
採 用 方 法	面接により選考します。
問 合 せ 先	税務課 納税第一係 32-1001

(文書取扱：税務課納税第一係)

## 司法書士による 消費生活無料相談をご利用ください

西都市では司法書士による無料の消費生活相談を行っています。  
借金問題、訪問販売や架空請求による被害などでお困りの方は是非ご利用ください。

○日 時：5月10日(火) 13時～16時  
6月7日(火) 13時～16時  
※相談時間はお一人約30分です。

○場 所：西都市役所 南庁舎1階

○申込先：西都市役所生活環境課市民生活係 43-1589

※予約の方が優先となりますので、必ず事前にお電話ください。  
(文書取扱：生活環境課)

## 行政相談所のご案内

行政相談所では、国・県・市町村、独立行政法人、特殊法人(JR、日本郵便株式会社等)の仕事について、皆様から受けた苦情や意見・要望などを公正・中立な立場から、解決や実現を促進するお手伝いをしております。

相談は無料で、秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

○定例行政相談所

日時：5月12日(木) 10時～12時

場所：西都市役所 南庁舎1階

○お問合せ

西都市役所 生活環境課市民生活係 43-1589

(文書取扱：生活環境課)

## 高鍋年金事務所が出張年金相談を行います

西都市役所で老齢厚生年金・遺族厚生年金などの手続きや相談ができます。

【相談日】 5月19日（木） ※次回は6月16日（木）です。

【時間】 午前10時～12時、午後1時～3時

【場所】 西都市役所 市民課 年金係

年金相談は事前に電話予約が必要です

### 【予約先】

高鍋年金事務所 23-5111

### 【予約方法】

- 相談日の1カ月前から受付開始  
(例：5/19の相談日の場合は、4/19から受付開始)
- 電話予約の時には、基礎年金番号・住所・氏名・生年月日・電話番号・相談内容をお知らせください。  
また、年金相談日に持参するものをご確認ください。
- 相談日にはできるだけ本人がおいでください。  
代理の場合は、委任状・代理の方の身分証明書（運転免許証など）をご用意ください。

【問合せ先】 市民課年金係 43-1221

(文書取扱：市民課)

## 西都市青少年育成センター便り

「あの子もこの子もみんなの子」  
を合い言葉に

みんなで守ろう地域の子  
みんなで育てよう地域の子

まず、

◇大人同士であいさつを交わし、知り合いになり、遠慮のない話や相談ができる地域づくりに努めましょう

◇あいさつや声かけをし、地域の子どもを知りましょう

その上で、

◇子どもたちの様子をしっかり見守り、よいことは褒め、悪いことはきちんと指導しましょう

◇地域の活動には親子で一緒に参加しましょう

◇力を合わせて子どもたちの登下校の安全確保に努力しましょう

◇不審な行動をとる人を見たら、すぐに警察や学校に連絡しましょう

子どものことで悩みはありませんか。

気軽にお電話ください。

受付は火・水・木曜日 午後1時～午後4時

しんみに いろいろ  
43-1616

(文書取扱：西都市青少年育成センター[社会教育課内])

## 図書館だより 5月号 西都市立図書館(43-0584) 5月の休館日・・・9・16・23・30日

❖ 4月23日 子ども読書の日イベントを開催します！

\* 映写会 10:00～10:35 『恐竜大進撃』

みんなの大好きな恐竜が大集合、恐竜の誕生から絶滅までを紹介

\* 読み聞かせ会 10:40～11:20

手作りペープサート人形劇等も行います。お楽しみに！

\* ワークショップ 随時行っています。

昔の遊び作って遊んでみよう『ビュンビュンゴマ』や新聞紙で作る『かぶと』やゆらゆら動くこいのぼりの飾りなど楽しいイベント盛りだくさんです！是非、お越しください！

※詳しくは受付カウンターまたは、お電話にてお問合せください。

❖ 貸出冊数と、時間の変更について

4月から19歳未満に限り、貸出冊数が7冊から10冊に増えました！

開館時間も日曜日・祝日が午後5時までが、午後7時までになります！どうぞ、ご来館ください。

❖ 展示コーナー『ゴールデンウィークおでかけ特集』

ゴールデンウィークのおでかけはきまりましたか？

『るるぶ』『まっぷる』『じゃらん』などの資料情報を揃えています。ご利用ください。

❖ ガーデンテーブルをご利用ください

公益社団法人 宮崎県緑化推進機構からプランターとベンチをいただきました！

パラソル付きのテーブルも置いてありますのでちょっとお茶や食事でも！というとき。どうぞ、ご利用ください。

【一般図書新刊のご案内】

- ◎『男はつらいよ』幸福論 (名越 康文)
- ◎薬草・毒草を見分ける図鑑 (磯田 進/監修)
- ◎シニアの頭がやわらかくなる脳トレーニングクイズ&健康クイズ (石田 泰照)
- ◎しつこい頭痛をぐんぐん解消させる！最新治療と正しい知識 (清水 俊彦/監修)
- ◎赤ちゃんのしぐさ (森戸 やすみ/文)
- ◎日本の火山 (山と溪谷社/編)

【児童図書新刊のご案内】☆は絵本です

- ☆てんじつきさわるえほん ぞうくんのさんぼ (なかの ひろたか/さく・え)
- ☆ねこのひげしや (渡辺 有一/作)
- ☆ポテトむらのコロケまつり (竹下 文子/文)
- ◎黄砂にいどむ (高橋 秀雄/作)
- ◎絶滅から救え！日本の動物園&水族館 3 (日本動物園水族館協会/監修)
- ◎保健室で見る早寝・早起き・朝ごはんの本 3 (近藤 とも子)

❖ 複写サービス：1枚10円、カラー30円（著作権法により複写制限があります）ので、受付にてお尋ねください。

❖ 団体貸出：申請のあったグループに2ヶ月以内、30冊以内で貸出をします（大型絵本の貸出もあります）。

(文書取扱：社会教育課図書館係 TEL 43-0584 FAX 41-1113)